

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年4月3日（金）第3098号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	5
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課取扱い）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）	（障害福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出	（障害福祉課取扱い）	7
○養殖共済に係る一定の水域の設定	（水産振興課取扱い）	8
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い）	12
○県営土地改良事業の計画の決定（3件）	（農地整備課取扱い）	13
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）	（農地整備課取扱い）	13
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	14
○河川敷地の用途廃止	（河川課取扱い）	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（5件）	（北薩地域振興局取扱い）	14
	（熊毛支庁取扱い）	15
	（大島支庁取扱い）	15
<b>人 事 委 員 会 公 告</b>		
○鹿児島県職員採用試験公告	（総務課取扱い）	15

## 告 示

## 鹿児島県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所  
薩摩川内市下甕町片野浦字千田117番2，120番，121番

- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
鹿屋市吾平町麓字杖立原5719番36から5719番38まで、輝北町下百引字絹田3872番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年7月11日農林水産省告示第829号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年1月9日農林水産省告示第5号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第324号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於郡大崎町假宿字羽子田堀160番2（次の図に示す部分に限る。）、161番3、162番、持留字瀧ノ上444番、字宮ノ迫750番1、785番2、786番、804番3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第325号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくらんぼ	始良市蒲生町上久徳2632番地	医療法人一桜会	始良市蒲生町上久徳2561番地	吉留五十二	平成27年3月31日	訪問介護
訪問介護クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	松下 兼一	平成27年3月31日	訪問介護
訪問入浴介護事	南さつま市笠沙	社会福祉法人南	南さつま市加世	古屋敷英雄	平成27年	訪問入浴

業所潮風の里	町片浦1086番地 1	さつま市社会福 祉協議会	田川畑2641番地 2		3月31日	介護
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	訪問看護
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	訪問リハ ビリテー ション
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	居宅療養 管理指導
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	通所リハ ビリテー ション
ケイメンタルク リニック	薩摩川内市田崎 町283	医療法人社団真 澄会	薩摩川内市田崎 町1071番地8	岩川 俊二	平成27年 3月31日	通所リハ ビリテー ション
有料老人ホーム いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23番1号	インターナシヨ ナル・ホスピタ ル・サービス株 式会社	大阪市北区梅田 一丁目3番1ー 1000号	徳田 虎雄	平成27年 3月31日	特定施設 入居者生 活介護

## 鹿児島県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションうえはら	大島郡和泊町大 字内城527番地	合同会社上原	大島郡和泊町大 字内城527番地	上原 英二	平成27年 3月15日	訪問介護

## 鹿児島県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
三島村硫黄島居 宅介護支援事業 所	鹿児島郡三島村 大字硫黄島90番 地	三島村長	鹿児島市名山町 12番18号	大山 辰夫	平成27年 3月31日	居宅介護 支援
社会福祉法人枕 崎市社会福祉協 議会指定居宅介 護支援事業所	枕崎市寿町180 番地	枕崎市社会福祉 協議会	枕崎市寿町180 番地	加藤 雄教	平成27年 3月31日	居宅介護 支援

## 鹿児島県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくらんぼ	始良市蒲生町上久徳2632番地	医療法人一桜会	始良市蒲生町上久徳2561番地	吉留五十二	平成27年3月31日	介護予防訪問介護
訪問介護クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	松下 兼一	平成27年3月31日	介護予防訪問介護
訪問入浴介護事業所潮風の里	南さつま市笠沙町片浦1086番地1	社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会	南さつま市加世田川畑2641番地2	古屋敷英雄	平成27年3月31日	介護予防訪問入浴介護
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防訪問看護
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防訪問リハビリテーション
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防居宅療養管理指導
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
ケイメンタルクリニック	薩摩川内市田崎町283	医療法人社団真澄会	薩摩川内市田崎町1071番地8	岩川 俊二	平成27年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
有料老人ホームいきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23番1号	インターナショナル・ホスピタル・サービス株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-1000号	徳田 虎雄	平成27年3月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

## 鹿児島県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションうえはら	大島郡和泊町大字内城527番地	合同会社上原	大島郡和泊町大字内城527番地	上原 英二	平成27年3月15日	介護予防訪問介護
オリーナスデイサービス有屋	奄美市名瀬有屋町4-3	株式会社オリーナスケアサービス	奄美市笠利町須野506番地2	深田 太郎	平成27年3月17日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第330号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の

交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
田中 智明	田中眼科	始良市宮島町20番地4	眼科	平成27年3月20日
川崎 大輔	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	循環器科	平成27年3月20日
戸田 理一郎	肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	外科	平成27年3月20日
神園 悠介	医療法人浩然会指宿浩然会病院	指宿市十町1145	内科	平成27年3月20日

### 鹿児島県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成26年10月31日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
市立病院前ミドリ薬局	鹿児島市上荒田町29-26	平成27年4月1日	精神通院医療
株式会社大賀薬局市立病院前店	鹿児島市上荒田町26-17	平成27年4月1日	精神通院医療
ふれあいの里薬局	伊佐市大口里3040-1	平成27年4月1日	精神通院医療
ちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	平成27年4月1日	精神通院医療
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成27年4月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
さめしま小児科	鹿児島市山之口町5-19	平成27年	精神通院医療

		4月1日	
せきクリニック	奄美市名瀬末広町1番9号ソ ラーレビル203号室	平成27年 4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社平井薬局	奄美市名瀬鳩浜町322番地	平成27年 4月1日	育成医療・更 生医療
きりん薬局	鹿屋市笠之原町29番23号	平成27年 4月1日	育成医療・更 生医療
あっぷる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23番5号	平成27年 4月1日	育成医療・更 生医療
株式会社大島調剤薬局	奄美市名瀬真名津町6番3号	平成27年 4月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
はやま薬局	鹿児島市吉野町9071番地1	平成27年 4月1日	精神通院医療
ひかり薬局	鹿児島市谷山中央一丁目4121 番地	平成27年 4月1日	精神通院医療
とまと薬局小川店	鹿児島市小川町22番6号	平成27年 4月1日	精神通院医療
きんぼう薬局	南さつま市金峰町宮崎4360番 地4	平成27年 4月1日	精神通院医療
有限会社かんだ調剤薬局	薩摩川内市東開聞町3番1号	平成27年 4月1日	精神通院医療
中央一丁目薬局	霧島市国分中央1-21-31	平成27年 4月1日	精神通院医療
垂水調剤薬局	垂水市上町96番地	平成27年 4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
北元薬局	名称	北元調剤薬局	北元薬局	精神通院医療

鹿児島市鴨池新町14番18号		鴨池新町店		
	所在地	鹿児島市鴨池 新町11番3号	鹿児島市鴨池 新町14番18号	
垂水調剤薬局 垂水市上町96番地	名称	有限会社垂水 調剤薬局	垂水調剤薬局	精神通院医療

## 鹿児島県告示第337号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 小割り式5年魚または養殖業

加入区 の 名 称	水 域
長島町御所浦加入区	鹿特区魚第1号及び第2号漁業権の漁場の区域
長島町獅子島加入区	鹿特区魚第3号，第4号，第5号，第6号及び第7号漁業権の漁場の区域
長島町葛輪黒崎浦加入区	鹿特区魚第8号，第15号及び第16号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦白瀬加入区	鹿特区魚第9号漁業権の漁場の区域
長島町薄井乳ノ瀬戸口加入区	鹿特区魚第10号漁業権の漁場の区域
長島町三船加入区	鹿特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
長島町浦底辰の鼻福ノ浦大平加入区	鹿特区魚第13号及び第14号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦本浦加入区	鹿特区魚第17号，第18号，第19号及び第20号漁業権の漁場の区域
長島町伊唐島加入区	鹿特区魚第21号，第22号及び第23号漁業権の漁場の区域
長島町薄井加入区	鹿特区魚第24号，第25号及び第26号漁業権の漁場の区域
長島町宮之浦加入区	鹿特区魚第27号，第28号及び第29号漁業権の漁場の区域
長島町川床加入区	鹿特区魚第30号漁業権の漁場の区域
長島町加世堂加入区	鹿特区魚第31号漁業権の漁場の区域
長島町田尻西大崎加入区	鹿特区魚第32号漁業権の漁場の区域
長島町長島加入区	鹿特区魚第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号，第39号及び第40号漁業権の漁場の区域
阿久根市脇本鶴ノ瀬加入区	鹿特区魚第41号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町西崎加入区	鹿特区魚第42号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町藺牟田加入区	鹿特区魚第46号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町小牟田加入区	鹿特区魚第47号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第48号及び第49号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町秋目沖秋目島加入区	鹿特区魚第52号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第53号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第55号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第56号漁業権の漁場の区域
南九州市知覧町南別府聖ヶ浦加入区	鹿特区魚第57号漁業権の漁場の区域
指宿市山川成川崎辺田加入区	鹿特区魚第58号漁業権の漁場の区域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第59号漁業権の漁場の区域
鹿児島市竜ヶ水第1加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点ア，



	<p>点イ, 点ウ, 点ウから点エへ直線で316.8メートルの点, 点カから点オへ直線で316.8メートルの点, 点カ及び点アを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 39' 17" E 130° 36' 42"</p> <p>点イ N 31° 39' 10" E 130° 36' 51"</p> <p>点ウ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39"</p> <p>点エ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26"</p> <p>点オ N 31° 38' 29" E 130° 36' 14"</p> <p>点カ N 31° 39' 02" E 130° 36' 27"</p>
鹿児島市竜ヶ水第2加入区	<p>鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カから点オへ直線で316.8メートルの点, 点ウから点エへ直線で316.8メートルの点, 点エ, 点オ及び点カから点オへ直線で316.8メートルの点を順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ウ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39"</p> <p>点エ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26"</p> <p>点オ N 31° 38' 29" E 130° 36' 14"</p> <p>点カ N 31° 39' 02" E 130° 36' 27"</p>
始良市脇元白浜加入区	鹿特区魚第62号漁業権の漁場の区域
霧島市弁天島沖小島加入区	鹿特区魚第63号漁業権の漁場の区域
霧島市福山町小廻福山浦加入区	鹿特区魚第64号及び第65号漁業権の漁場の区域
垂水市牛根境上ノ村居世神加入区	鹿特区魚第66号, 第67号, 第68号及び第69号漁業権の漁場の区域
鹿児島市黒神町宇土湾北加入区	鹿特区魚第70号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第71号漁業権の漁場の区域
鹿児島市野尻町加入区	鹿特区魚第72号漁業権の漁場の区域
鹿児島市持木・東桜島加入区	鹿特区魚第73号漁業権の漁場の区域
鹿児島市有村町大正湾加入区	鹿特区魚第74号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第75号, 第76号及び第77号漁業権の漁場の区域
垂水市垂水加入区	鹿特区魚第78号, 第79号, 第80号, 第81号, 第82号及び第83号漁業権の漁場の区域
鹿屋市船間加入区	鹿特区魚第84号漁業権の漁場の区域
錦江町皆倉南部加入区	鹿特区魚第85号漁業権の漁場の区域
錦江町城ヶ崎加入区	鹿特区魚第86号漁業権の漁場の区域
南大隅町根占川南瀬脇加入区	鹿特区魚第87号, 第88号, 第89号, 第90号及び第91号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多馬籠浮津加入区	鹿特区魚第92号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多郡間泊加入区	鹿特区魚第93号漁業権の漁場の区域
肝付町白木加入区	鹿特区魚第94号漁業権の漁場の区域
肝付町台場下加入区	鹿特区魚第95号漁業権の漁場の区域
肝付町仮屋加入区	鹿特区魚第96号漁業権の漁場の区域
中種子町坂井熊野加入区	熊特区魚第1号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天加入区	大特区魚第6号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈湾クビリ加入区	大特区魚第10号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町佐栄崎加入区	大特区魚第13号漁業権の漁場の区域

瀬戸内町篠川湾池ノ間加入区	大特区魚第15号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町阿室釜加入区	大特区魚第16号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻加入区	大特区魚第17号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町白浜小宮加入区	大特区魚第21号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第22号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津基地前加入区	大特区魚第26号漁業権の漁場の区域

## 2 小割り式さけ・ます養殖業

加入区の名称	水 域
長島町御所浦加入区	鹿特区魚第1号及び第2号漁業権の漁場の区域
長島町獅子島加入区	鹿特区魚第3号，第4号，第5号，第6号及び第7号漁業権の漁場の区域
長島町葛輪黒崎浦加入区	鹿特区魚第8号，第15号及び第16号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦白瀬加入区	鹿特区魚第9号漁業権の漁場の区域
長島町薄井乳ノ瀬戸口加入区	鹿特区魚第10号漁業権の漁場の区域
長島町三船加入区	鹿特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
長島町浦底辰の鼻福ノ浦大平加入区	鹿特区魚第13号及び第14号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦本浦加入区	鹿特区魚第17号，第18号，第19号及び第20号漁業権の漁場の区域
長島町伊唐島加入区	鹿特区魚第21号，第22号及び第23号漁業権の漁場の区域
長島町薄井加入区	鹿特区魚第24号，第25号及び第26号漁業権の漁場の区域
長島町宮之浦加入区	鹿特区魚第27号，第28号及び第29号漁業権の漁場の区域
長島町川床加入区	鹿特区魚第30号漁業権の漁場の区域
長島町加世堂加入区	鹿特区魚第31号漁業権の漁場の区域
長島町田尻西大崎加入区	鹿特区魚第32号漁業権の漁場の区域
長島町長島加入区	鹿特区魚第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号，第39号及び第40号漁業権の漁場の区域
阿久根市脇本鶴ノ瀬加入区	鹿特区魚第41号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町西崎加入区	鹿特区魚第42号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町藺牟田加入区	鹿特区魚第46号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町小牟田加入区	鹿特区魚第47号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第48号及び第49号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町秋目沖秋目島加入区	鹿特区魚第52号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第53号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第55号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第56号漁業権の漁場の区域
南九州市知覧町南別府聖ヶ浦加入区	鹿特区魚第57号漁業権の漁場の区域
指宿市山川成川崎辺田加入区	鹿特区魚第58号漁業権の漁場の区域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第59号漁業権の漁場の区域
鹿児島市竜ヶ水第1加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点ア，点イ，点ウ，点ウから点エへ直線で316.8メートルの点，点カから点オへ直線で316.8メートルの点，点カ及び点アを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 点の位置

	点ア N 31° 39' 17" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 39' 10" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点エ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点オ N 31° 38' 29" E 130° 36' 14" 点カ N 31° 39' 02" E 130° 36' 27"
鹿児島市竜ヶ水第2加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カから点オへ直線で316.8メートルの点, 点ウから点エへ直線で316.8メートルの点, 点エ, 点オ及び点カから点オへ直線で316.8メートルの点を順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 点の位置 点ウ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点エ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点オ N 31° 38' 29" E 130° 36' 14" 点カ N 31° 39' 02" E 130° 36' 27"
始良市脇元白浜加入区	鹿特区魚第62号漁業権の漁場の区域
霧島市弁天島沖小島加入区	鹿特区魚第63号漁業権の漁場の区域
霧島市福山町小廻福山浦加入区	鹿特区魚第64号及び第65号漁業権の漁場の区域
垂水市牛根境上ノ村居世神加入区	鹿特区魚第66号, 第67号, 第68号及び第69号漁業権の漁場の区域
鹿児島市黒神町宇土湾北加入区	鹿特区魚第70号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第71号漁業権の漁場の区域
鹿児島市野尻町加入区	鹿特区魚第72号漁業権の漁場の区域
鹿児島市持木・東桜島加入区	鹿特区魚第73号漁業権の漁場の区域
鹿児島市有村町大正湾加入区	鹿特区魚第74号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第75号, 第76号及び第77号漁業権の漁場の区域
垂水市垂水加入区	鹿特区魚第78号, 第79号, 第80号, 第81号, 第82号及び第83号漁業権の漁場の区域
鹿屋市船間加入区	鹿特区魚第84号漁業権の漁場の区域
錦江町皆倉南部加入区	鹿特区魚第85号漁業権の漁場の区域
錦江町城ヶ崎加入区	鹿特区魚第86号漁業権の漁場の区域
南大隅町根占川南瀬脇加入区	鹿特区魚第87号, 第88号, 第89号, 第90号及び第91号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多馬籠浮津加入区	鹿特区魚第92号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多郡間泊加入区	鹿特区魚第93号漁業権の漁場の区域
肝付町白木加入区	鹿特区魚第94号漁業権の漁場の区域
肝付町台場下加入区	鹿特区魚第95号漁業権の漁場の区域
肝付町仮屋加入区	鹿特区魚第96号漁業権の漁場の区域
中種子町坂井熊野加入区	熊特区魚第1号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天加入区	大特区魚第6号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈湾クビリ加入区	大特区魚第10号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町佐栄崎加入区	大特区魚第13号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾池ノ間加入区	大特区魚第15号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町阿室釜加入区	大特区魚第16号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻加入区	大特区魚第17号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町白浜小宮加入区	大特区魚第21号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第22号漁業権の漁場の区域

瀬戸内町久根津基地前加入区	大特区魚第26号漁業権の漁場の区域
3 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	
加入区の名称	水 域
薩摩川内市上甕町中甕倉妻加入区	鹿特区魚第43号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甕町桑の浦加入区	鹿特区魚第44号及び第45号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第51号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第60号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間長浜加入区	大特区魚第1号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間赤崎加入区	大特区魚第2号漁業権の漁場の区域
宇検村生勝西加入区	大特区魚第3号漁業権の漁場の区域
宇検村イジン崎加入区	大特区魚第4号漁業権の漁場の区域
宇検村名柄長崎加入区	大特区魚第5号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第1加入区	大特区魚第7号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第3加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ加入区	大特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川コバキン加入区	大特区魚第14号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第2加入区	大特区魚第19号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第3加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第23号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第1加入区	大特区魚第24号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第25号漁業権の漁場の区域

## 鹿児島県告示第338号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
山清水産加工業協同組合 フィッシュミール工場 （指宿市）	同 左	フィッシュソリュブル吸着魚粕	平成 27.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
枕崎水産加工業協同組合 化成工場 （枕崎市）	同 左	魚粕	27.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

**鹿児島県告示第339号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）竹下地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年4月6日から同年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

**鹿児島県告示第340号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）毘沙門地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年4月6日から同年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

**鹿児島県告示第341号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）灰鶴地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年4月6日から同年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

**鹿児島県告示第342号**

土地改良事業県営農地整備（通作・一般）（旧：一般農道整備）（農道整備）小湊地区の工事は，平成14年1月28日に完了した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第343号**

土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）役勝地区の工事は、平成19年5月15日に完了した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第344号**

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）大美地区の工事は、平成15年10月16日に完了した。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第345号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成26年9月12日鹿児島県告示第919号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月5日終了した旨の通知があった。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第346号**

二級河川天降川水系天降川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。  
なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称  
天降川水系天降川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成27年4月3日
- 3 廃川敷地等の位置  
霧島市横川町中ノ字山下247番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地
  - (2) 数量 85.00平方メートル

**北薩地域振興局告示第6号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マイホームすまいる・たいよう	薩摩川内市中郷町2515番地	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成27年3月1日	共同生活援助

**北薩地域振興局告示第7号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

## 北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人ひまわり会わかまつ園	薩摩川内市高江町1653番地1	社会福祉法人ひまわり会	薩摩川内市宮里町3048番地9	若松 郁子	平成27年4月1日	同行援護 ・ 行動援護

## 熊毛支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

## 熊毛支庁長 寺園直喜

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
屋久島町社協障害者居宅介護事業所縄文の苑	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地19	社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地19	泊 圭一郎	平成27年4月1日	居宅介護 ・ 重度訪問介護

## 大島支庁告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

## 大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エスケイ介護センター	奄美市笠利町宇宿2569-5	SAKAE・MY-STYLE株式会社	奄美市名瀬末広町10-1白十字ビル1F	榮 純一	平成27年4月1日	居宅介護 ・ 重度訪問介護

## 大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年4月3日

## 大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションうえはら	大島郡和泊町大字内城527番地	合同会社上原	大島郡和泊町大字内城527番地	上原 英二	平成27年4月1日	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護

## 人事委員会公告

## 鹿児島県職員採用試験公告

平成27年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成27年4月3日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

## 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	総合行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	建 築	
	電 気	
	化学Ⅰ	
	化学Ⅱ	
	栄養士	
保 健 師		
民間企業等 職務経験者	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	土 木	

## 2 受験資格

## (1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成28年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成27年3月31日現在）
中 級	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
初 級	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

## (2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 Ⅱ	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者
栄 養 士	管理栄養士の免許取得者又は平成28年6月30日までに行われる国家試験により取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成28年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

## (3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）



- イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上級	平成27年6月28日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験（注1），PR論文試験（注2）	平成27年7月10日（金）
民間企業等職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成27年7月22日（水）
中級	平成27年9月27日（日）		教養試験，専門試験	平成27年10月2日（金）
初級			教養試験，専門試験（注3）	

（注1）専門試験は、栄養士及び保健師は実施しない。

（注2）PR論文試験は、総合行政で実施。教養試験及び専門試験の得点が一定の基準に達しない場合は、PR論文は採点の対象にならない。

（注3）専門試験は、農業土木、土木で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上級	平成27年7月下旬から8月中旬	鹿児島市	論文試験（注1），専門試験（注2），面接試験，適性検査	平成27年8月下旬
民間企業等職務経験者	平成27年8月下旬		面接試験，適性検査	平成27年9月中旬
中級	平成27年10月中旬から11月上旬		論文試験（注3），専門試験（注4），面接試験，適性検査	平成27年11月下旬
初級			作文試験，面接試験，適性検査	

（注1）論文試験は、総合行政、警察事務、栄養士、保健師で実施。

（注2）専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、建築、電気、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

（注3）論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

（注4）専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上級	民間企業等職務経験者	中級	初級
申込受付期間	平成27年5月11日（月）午前8時30分から同月25日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。		平成27年8月12日（水）午前8時30分から同月26日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	

受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/">http://www.pref.kagoshima.jp/</a> ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
--------	--

## (2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成27年4月20日（月）		平成27年7月1日（水）	
申込受付期間	平成27年5月11日（月）から同月27日（水）まで		平成27年8月12日（水）から同月28日（金）まで	
受験申込書の 請 求 先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要な事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分の変更は認めない。 エ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

## 5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は，試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

## 6 給与

## (1) 上級，中級及び初級試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成27年4月1日に適用されている現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額下表のとおりとなり，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	174,200円
中 級	154,800円
初 級	142,100円

## (2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば，採用時の年齢が30歳で，大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合，給料月額238,000円程度が支給される。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

## 7 その他

各試験の詳細については，別に試験案内を交付する。

## 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893，099-286-3894